

GISアクションプログラム2010の概要

第I部 GIS政策の展開の方向

1. 新たなGIS計画の意義

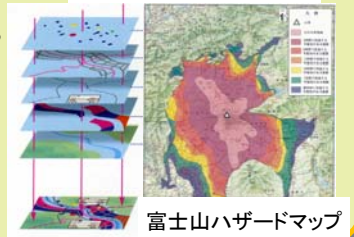
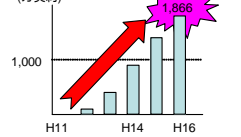
(1) GIS政策の経緯と現状

- ①GIS関係省庁連絡会議における取組(1995.9~2005.9)
 - ・数値地図25000、数値地図2500の整備
 - ・電子地図の取扱いを可能とする不動産登記法の改正
 - ・統合型GISに関する地方交付税措置制度の創設・拡充
 - ・関係府省の21件のウェブGISサイトの開設 等が実現
- ②測位・地理情報システム等推進会議の設置(2005.9~)
 - ・次世代のGISの整備及び活用のあり方を検討

(2) 今後のGIS政策の課題と新たな展開

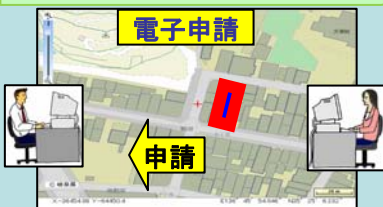
- ①GISの新たな展開への期待
 - ・少子高齢社会、安全安心問題等へのGISの貢献に期待
 - ・時空間上の位置をキーに情報の検索、統合、発信が可能なGISは情報整理に非常に有効なツール
 - ・インターネットの普及、情報通信技術の進歩によりGISを手軽かつ高度に利用できる環境が整ってきている
- ②今後の課題
 - ・地理空間情報の重ね合わせのための位置の整合
 - ・情報流通の促進や個人情報等への配慮
 - ・国、地方公共団体、民間等の連携強化

ブロードバンド普及率 (万契約)

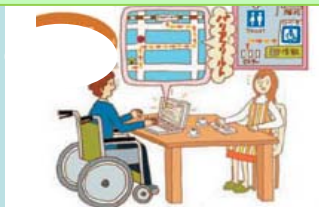


(3) 目指すべき地理空間情報(注)を活用した社会の姿 ~「地理空間情報高度活用社会」の実現~

①行政の効率化・高度化



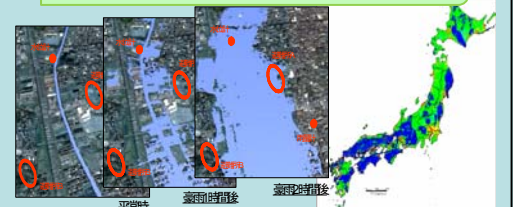
②国民生活の利便性の向上



③産業・サービスの発展・創出



④国土の利用、整備、保全



2. 計画策定の基本的な方針

- (1) 計画の目的 **地理空間情報が高度に活用される社会の実現**
- (2) 計画の期間 **2006年度から概ね5か年**

そのために、

- 基盤地図情報を位置の基準として相応しい整備水準へ高める
- 地理空間情報の流通を促進するための基準・ルールの概成
- 産学官連携の体制の構築 等

第II部 今後のGIS施策の具体的な展開

1. 地理空間情報の整備・提供に係る施策

(1) 基盤地図情報(注)に係る施策

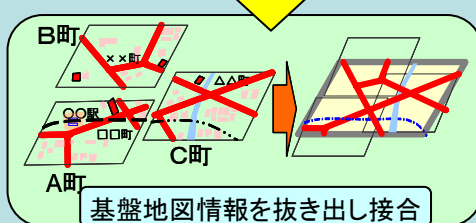
①基盤地図情報整備の基準・ルールの策定等

- 基盤地図情報の要求精度、品質確保の仕組み等の基準・ルールを2007年度なかばまでに策定
- 公共測量作業規程準則の2007年度中の改定

技術的な基準 (項目の統一、精度の確保等)

②基盤地図情報の整備・更新

- 国は、基盤地図情報を基準・ルールに従って整備し、適時に更新
- 自治体が業務で扱う地図データが基準・ルールに基づくよう技術的支援や統合型GISへの財政措置



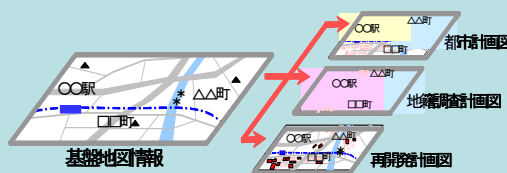
③地籍図・登記所備付地図の整備の推進

- 都市再生街区基本調査
- 登記所備付地図及び準ずる図面の電子化
- 筆界特定制度や裁判外紛争解決制度(ADR)の活用

目的に応じて様々な地理空間情報を上乗せ

④基盤地図情報の提供と流通の促進

- 国土地理院は、2010年度までに、国、地方公共団体から基盤地図情報を収集しシームレスに接合し、ワンストップで提供するサービスを開始
- 国は、保有する基盤地図情報を、原則、インターネットで無償提供



(2) 地理空間情報全般に係る施策

①地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等

- 2010年度までに地理空間情報の位置的整合性を担保する方法や、流通等のガイドラインを作成
- 測量成果の複製・使用承認に係る測量法の規制の改正

②地理空間情報の整備・更新

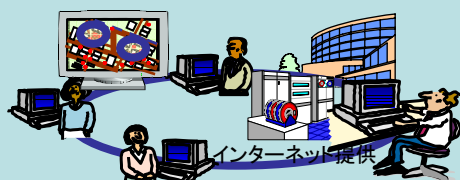
- 国は、基盤地図情報を用いて地理空間情報を整備・更新

③地理空間情報の提供等

- 国は、保有する地理空間情報を原則、インターネットで無償提供

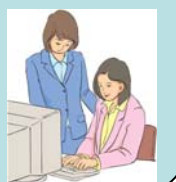
④個人情報保護、国の安全に及ぼす影響への配慮等

- 個人情報保護、データの二次利用等のガイドラインの策定、国の安全に及ぼす影響や地理空間情報の管理の調査研究



2. 地理空間情報の利用・活用に係る施策

- (1) 国における利用・活用を推進
- (2) 地方公共団体、民間に対しGISの導入効果の普及・啓発、統合型GISへの技術的・財政的支援



3. GISの推進に係る基礎的条件の整備

- (1) セミナーの開催等の国民への普及・啓発の推進
- (2) 講習会の実施等の人材育成の推進
- (3) 地理空間情報の提供・流通のあり方等の調査研究
- (4) 測量技術、地理空間情報取得技術やGISの操作性の向上等の技術開発の推進
- (5) ISOにおけるルール作りへの参加等の国際的取組



4. 国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化

- (1) 地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割
- (2) 国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化
 - ・GIS官民推進協議会の機能強化
 - ・民間の技術やニーズの反映(GIS-EXPO(仮称)の開催)
 - ・全国・地域における中核組織の育成



○地理空間情報=時空間上の位置情報を含む情報。移動体情報や陸海域の3次元空間の情報も含む。

○基盤地図情報=基準点、海岸線や道路、標高等の骨格的な地図データ、住所をはじめとした地理識別子等の地図データなど、地理空間情報を電子地図上で正確な位置に配置するための位置の基準(白地図の基準となる項目)

